

# IFRS news

## IASB issues exposure draft on hedge accounting

### IASB がヘッジ会計公開草案を公表

英国アカウンティング・コンサルティング・サービスチームのSandra Thompsonと、ACSセントラルチームのJessica Tauraeがヘッジ会計の変更案の影響について考察します。

#### 何が問題となっているか？

これまで、IAS39号におけるヘッジ会計に関する規則は、その規定が一般的なリスク管理実務と上手く連携していなかったため、多くの財務諸表作成者に不満を抱かせてきました。時には、ヘッジが経済的に合理的なリスク管理戦略であった場合においても、詳細な規則がヘッジ会計の実行を不可能もしくは費用負担の大きなものにすることもありました。また、財務諸表利用者も、ヘッジ会計を実行しているか、そうでないかの現行の区別は無意味であると感じています。そして、しばしばヘッジ会計規則の適用に基づいて企業のリスク管理活動を完全に理解することに苦心してきました。国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS39号をIFRS9号へ置き換える取り組みの第3フェーズにおいて、これらの懸念のいくつかに対応しています。

#### 主な規定

##### ヘッジの有効性テストとヘッジ会計の適格性

当該公開草案はヘッジの有効性に関する評価規定を緩和し、その結果としてヘッジの適格性規定を緩和しています。現行のIAS39号においては、ヘッジは極めて有効性が高いと期待され(事前テスト)、実際に極めて有効性が高かったことを証明(事後テスト)しなければならず、「極めて有効性が高い」という用語は80-125%という定量的なブライトライン・テストによって定義されています。当該公開草案は、ヘッジを中立的(neutral)および偏りのない(unbiased)ものとなるよう、かつ予想される非有効性を最小限にする方法で指定するという規定と、これらの規定を置き換えています。このことは、ヘッジの特徴に応じて、定性的もしくは定量的に証明することが可能です。たとえば、すべての重要な条件が一致する単純なヘッジにおいては定性的テストで十分となるでしょう。一方、高度に複雑なヘッジ戦略においては、一種の定量的分析(現行規則において要求されているようなもの)を実施する必要があります。80-125%の「ブライトライン」規則は廃止されますが、ヘッジの非有効性の測定は継続され、純損益に計上されます。

##### ヘッジ対象

当該公開草案は項目グループのヘッジの柔軟性を高めることにもなります。ただし、マクロ・ヘッジはこの対象となっていませんが、2011年公表予定の別個の公開草案に含まれる予定です。財務管理チームは、一般的に、類似するリスク・エクスポージャーをグループ化してネット・ポジションのみをヘッジします(たとえば、外貨建ての予定購入および予定売却の純額など)。現行のIAS39号では、そのようなネット・ポジションをヘッジ対象と指定することはできません。当該公開草案では、企業のリスク管理戦略と首尾一貫する場合にはこれを容認しています。しかしながら、ヘッジされたネット・ポジションが予定取引によって構成される場合には、すべてのヘッジされた取引は同一の期間に関連するものでなければなりません。

## ヘッジ手段

当該公開草案は、取得したオプションおよび非デリバティブ金融商品のヘッジ手段として用いることに関する規則を緩和しています。たとえば、現行のヘッジ規則では、取得したオプションの時間価値は純利益で時価評価によって認識されており、純損益に重要な変動を生んでいます。対照的に、当該公開草案では取得したオプションを保険契約と類似するものとみなすため、当初の時間価値(つまり、一般的に支払われたプレミアム)は、ヘッジが時間に関連するものである場合にはヘッジ期間にわたって、ヘッジが取引に関連するものである場合にはヘッジ取引が純損益に影響を与えるタイミングに合わせて純損益に認識されることとなります。時間価値に関連するオプションの公正価値の変動は「その他の包括利益(OCI)」のみにおいて認識されます。このことにより、これらの種類のヘッジに関する純損益の変動の影響が減少することとなります。

## 表示と開示

当該公開草案は公正価値ヘッジ会計の表示方法を変更しています。今後は、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動によるヘッジ対象の帳簿価額の調整は行われません。その代わりに、それらの公正価値変動は貸借対照表上、別個の表示科目で表示されます。ヘッジ手段の公正価値の変動は、総額ベースでOCIに表示されます。あらゆる非有効部分はその後純損益で報告されます。全てのヘッジ会計による結果は、今後はすべて同じ計算書(OCI)に反映されます。新しい表示と開示規定は、財務諸表の利用者が、企業のリスク管理活動がどのようにヘッジ会計の利用とヘッジの有効性に関連しているのかについて、より良い情報を得られるよう設計されています。

## 影響を受ける企業は？

今日ヘッジ会計を利用しているかどうかにかかわらず、リスク管理活動に携わっているすべての企業はこの変更の影響を受ける可能性があります。企業においては、現在はヘッジ会計に適格とされないリスク管理戦略を再検討し、今後容認されるようになるかどうか検討することが有益となるかもしれません。また、新しい適格性要件一偏りのない(unbiased)ヘッジ関係一の影響により、今日機能している既存のヘッジ会計戦略を評価し今後も適格性を保てるかどうかを検討することが必要になるかもしれません。

これらの新規定は、2013年1月1日以降に開始する会計期間からの適用および早期適用の容認が提案されています。しかしながら、最近IASBは、適用日および経過措置に関するディスカッション・ペーパーを公表しており、その結果如何ではIFRS9号適用の最終的なタイミングに影響が及ぶ可能性があります。

## 何をすべきか？

コメント募集期間は2011年3月9日に終了し、最終基準の公表は2011年半ばの予定となっています。経営者はこの公開草案が既存のヘッジ戦略に与える影響を評価し、自らの見解が考慮されるようにコメント提出について検討すべきでしょう。

あらた監査法人  
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号  
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)  
お問い合わせ: [aratapr@jp.pwc.com](mailto:aratapr@jp.pwc.com)

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, “PwC” refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.